

○競争入札参加資格者の格付審査基準

昭和59年4月1日要綱基準等第3号

競争入札参加資格者の格付審査基準

**第1条** 競争入札参加者の資格及び指名に関する規則（昭和58年規則第21号）第11条の規定に基づく参加資格者の格付審査基準は、この基準の定めるところによる。

**第2条** 格付は、別表1に定める格付審査基準により算出した基準数値に基づき、別表2に定める「建設工事等級別基準数値表」に格付けするものとする。ただし、審査基準日直前1年間の等級に格付けされている業者の総合数値が等級別基準数値に満たない場合は、2年間のみ格下げを留保するものとする。

**附 則**

この基準は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和60年4月11日）

この基準は、昭和60年4月11日から施行する。

**附 則**（昭和60年8月1日）

この基準は、昭和60年8月1日から施行する。

**附 則**（昭和62年4月22日）

この基準は、昭和62年4月22日から施行する。

**附 則**（平成5年4月1日）

この基準は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**（平成8年6月1日）

- この基準は、平成8年6月1日から施行する。
- この基準の施行の際現に格下げの留保を行っている業者の取扱いについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年1月16日要綱基準等第112号）

- この基準は、平成18年2月6日から施行する。
- この基準の施行の日前に、この基準による改正前の競争入札参加資格者の格付審査基準第2条の規定によりなされた競争入札参加資格者の格付は、平成18年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。
- この基準の施行の際現に格下げの留保を行っている業者の取扱いについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年3月25日要綱基準等第16号）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

**別表1** 格付審査基準

- 格付に係る審査項目及び基準

客観的要素の審査項目及び基準は、平成6年建設省告示第1461号「建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第3項の規定に基づく経営事項審査項目及び基準」の定めるところによるものとする。

- 格付の基準数値

格付の基準数値は、客観的要素の評定数値によるものとする。

**別表2** 建設工事等級別基準数値表

等級	業種	土木工事	建築工事	電気工事	管工事
A		1000点以上	950点以上	840点以上	840点以上
B		800点以上 999点以下	750点以上 949点以下	700点以上 839点以下	700点以上 839点以下
C		650点以上 799点以下	650点以上 749点以下	699点以下	699点以下
D		649点以下	649点以下		